

龍ヶ崎市幼児２人同乗用自転車購入費補助金交付要綱

平成２４年３月２２日

龍ヶ崎市告示第３３号

(趣旨)

第１条 この要綱は、幼児２人を同乗させて自転車を利用する者の安全を図るとともに、子育てを支援するため、幼児２人同乗用自転車の購入者に対し、予算の範囲内において龍ヶ崎市幼児２人同乗用自転車購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成１５年龍ヶ崎市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童の親権を行う者、後見人その他当該児童を現に監護する者のうち、市内に住所を有するものをいう。
- (2) 幼児 市内に住所を有する６歳未満の者をいう。
- (3) 幼児２人同乗用自転車 茨城県道路交通法施行細則（昭和５３年茨城県公安委員会規則第１１号）第１１条第１号ア(㍻)に規定する幼児２人同乗用自転車（中古品及び転売品を除く。）のうち、次に掲げるいずれかの要件を満たすものをいう。

ア 一般社団法人自転車協会が定める幼児２人同乗用自転車安全基準（以下「安全基準」という。）に適合し、安全基準に基づくＢＡＡ（安全・環境基準適合車）マーク及び幼児２人同乗基準適合車マーク（以下これらを「ＢＡＡマーク等」という。）が貼付されたもの（以下「基準適合自転車」という。）

イ 基準適合自転車に、一般財団法人製品安全協会が定める認定基準（以下「認定基準」という。）に基づくＳＧマーク（以下「ＳＧマーク」という。）が貼付された自転車用幼児座席を、当該自転車の購入と同時に設置するもの

- (4) 防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和５５年法律第８７号）第１２条第３項に規定する防犯登録をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、幼児2人同乗用自転車を市内の自転車販売店において購入し、当該幼児2人同乗用自転車について防犯登録を受けた者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幼児2人同乗用自転車の購入日及び第5条第1項の規定による補助金の交付の申請の日において、2人以上の幼児の保護者であること。
- (2) 前項の保護者及びその配偶者が、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。

2 補助金の交付を受けることができる幼児2人同乗用自転車の台数は、1世帯につき1台を限度とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、幼児2人同乗用自転車1台の購入価格（防犯登録に係る費用を含む。）に2分の1を乗じて得た額とし、その額が4万円を超えるときは、4万円を限度とする。この場合において、補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請、請求等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 幼児2人同乗用自転車の購入店舗の所在地及び店舗名並びに品名が記載された領収書の写し
- (2) 幼児2人同乗用自転車の品質保証書（製造元、車名、型番、車体番号等が明記され、安全基準及び認定基準に適合する自転車であることが確認できるものに限る。）の写し
- (3) 幼児2人同乗用自転車の自転車防犯登録票（甲）の写し
- (4) 幼児2人同乗用自転車の写真（全体像並びにBAAマーク等及びSGマークが分かるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、幼児2人同乗用自転車を購入した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該交付すべき額を確定し、龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付決定・額確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するとともに、当該補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を却下したときは、その理由を付し、龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付却下通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告に関する特例)

第7条 規則第12条の規定にかかわらず、補助金の交付に係る実績報告は、省略するものとする。

(交付決定等の取消し等)

第8条 市長は、申請者が虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金の返還をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、交付した補助金を返還させるときは、龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年7月18日龍ヶ崎市告示第120号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則 (平成30年2月28日龍ヶ崎市告示第32号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（令和8年7月24日龍ヶ崎市告示第133号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住所 龍ヶ崎市
氏名
電話

印

龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付申請書兼請求書

次のとおり、幼児2人同乗用自転車購入費補助金の交付を申請し、かつ、請求します。

購入品	製造元			
	車名			
	型番			
	防犯登録番号			
	幼児座席	前後	前のみ	後のみ
	適合基準	BAA SG		
購入日		年 月 日		
購入額		円		
補助金交付申請額		円		
幼児2人同乗用自転車に同乗させる幼児	氏名			
	生年月日	年 月 日	生 性別	(男・女)
	氏名			
	生年月日	年 月 日	生 性別	(男・女)

※添付書類

- ・領収書の写し（購入店舗の所在地及び店舗名並びに品名の記載されたもの）
- ・品質保証書の写し（製造元、車名、型番、車体番号等が明記されたもの）
- ・自転車防犯登録票（甲）の写し
- ・幼児2人同乗用自転車の写真（全体像並びにBAAマーク、幼児2人同乗基準適合車マーク及びSGマークが分かるもの）
- ・振込先口座の分かるもの（通帳、キャッシュカード等の写し）

市税等納付状況確認同意書

下記の者は、当該交付申請に必要な事項として、市税等納入状況及び住民登録の状況について、
課が調査・確認することについて同意します。

申請者氏名 (続柄) 印

配偶者氏名 (続柄) 印

振込先金融機関

銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 労働金庫	本店	1 普通
	支店	2 当座
出張所		
口座名義 (カナ)	口座番号	

※以下は、記入しないでください。

申請 期限	住民 登録	市民	固・都	軽自	国保	介護	下水

様式第2号（第6条関係）

龍ヶ崎市指令 第 号

住所
氏名

龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付決定・額確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金について、下記のとおり交付決定及び交付額の確定をすることとしたので、龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

記

交付決定額及び額確定額

用

様式第 3 号（第 6 条関係）

龍ヶ崎市指令 第 号

住所
氏名

龍ヶ崎市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった龍ヶ崎市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金について、下記のとおり交付申請を却下することとしたので、龍ヶ崎市幼児 2 人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定により通知します。

年 月 日

龍ヶ崎市長

記

却下の理由

様式第4号（第8条関係）

龍ヶ崎市指令 第 号

住所
氏名

龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付決定取消通知書兼返還命令書

年 月 日付け龍ヶ崎市指令 第 号で交付の決定を受けた龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金について、龍ヶ崎市幼児2人同乗用自転車購入費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり補助金の交付の決定を取り消し、当該交付を受けた補助金の返還を求めます。

年 月 日

龍ヶ崎市長

記

取消し（返還）額 円

取消し（返還）の理由